

令和6年度筑紫野市奨学生募集要項

1 目的

この奨学金は、修学の意欲があるにもかかわらず経済的理由によって進学又は修学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図ることを目的とします。

2 募集人員

高等学校 おおむね6名 / 大学 おおむね2名

3 奨学資金の種類及び金額

(単位：円)

	公私の別	入学支度金	奨学金
高等学校	公立	50,000	(月額) 10,000
	私立	100,000	(月額) 22,000
大学	公立	70,000	(月額) 30,000
	私立	120,000	(月額) 40,000

※ 上記金額を上限として、千円単位で奨学資金の額を設定することができます。

ただし、設定した額については、途中での変更は行うことができません。

※ 財団法人福岡県教育文化奨学財団その他の団体が行う奨学資金貸与制度との併用が可能です。

4 貸与の期間及び方法

(1) 奨学資金を貸与する期間は、貸与を決定した月から貸与を受ける方の正規の修業期間が終了する月までです。

(2) 奨学資金は、年間3回に分けて貸与します(4ヶ月分/回)。

(3) 入学支度金相当額を立替金として入学前に貸与可能です。事前にご相談下さい。

5 申込み資格

本市に住所を有し、学校教育法に規定する高等学校(高等専門学校を含む)や大学(短期大学含む)に進学が確定、又は現に在学しており、品行方正な者で進学後の学資の支払いが困難なため、修学ができないと認められるもの。

6 奨学資金は、無利子です。

7 その他必要な事項は筑紫野市奨学金貸与条例及び貸与条例施行規則で定めています。

8 申込み方法

(1) 申込み期限

● 令和6年3月15日(金)

※上記期限以外でも、予算の範囲内であれば申込みを受け付ける場合があります。

(2) 提出書類

- ① 奨学資金貸与申請書 (様式第1号)
- ② 奨学資金貸与推薦書 (様式第2号)
- ③ 奨学資金貸与申請理由書 (様式第3号)
- ④ 直近の所得課税証明書

※同一世帯で働いている方全員分の証明書が必要です。

(市役所の窓口で取得する際に、奨学資金用と申出ください)

- ⑤ 保証書 (様式第4号)

9 選考及び決定

奨学資金の貸与を受ける方(奨学生)は、在学している中学校、高等学校等から推薦のうえ市教育委員会の選考を経て市長が決定します。

選考の基準は、世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍以下の世帯を選考の対象とします。世帯の構成により基準額は相違しますが、おおむね下記の表のそれぞれの額が基準となり、ひとり親家庭や障がい者の方がいる家庭などは額が加算されます。

収入基準額表(生活保護基準の1.5倍以下)

	収入額の合計
2人世帯	3,086,400円
3人世帯	3,818,130円
4人世帯	4,650,246円
5人世帯	5,294,295円
6人世帯	6,111,915円

※ 国による生活保護基準見直し状況により判定基準の額が変動する場合があります。

10 奨学資金の返還

奨学資金の返還は、卒業又は貸与を取り消された日の属する月から起算して6ヶ月を経過した後、貸与を受けた期間の3倍の期間内において月賦、半年賦、年賦又は一括の方法で返還しなければなりません。ただし、繰上げ償還することもできます。

11 奨学資金の振込口座

福岡銀行、西日本シティ銀行、JA筑紫のいずれかの口座をご準備下さい。

12 同意書の提出

返還滞納など債務不履行が生じた際に財産調査等を行うため、貸与決定後に同意書をご提出いただきます。

(申し込み・問い合わせ先)

筑紫野市教育委員会 学校教育課学校教育担当(奨学金担当)

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号

TEL: 092-923-1111 (内線 724・725)